

Title	『全国労働組合』と政治経済問題：一八六六年以降のアメリカ労働階級の政治運動
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1929
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.23, No.7 (1929. 7) ,p.980(58)- 1032(110)
JaLC DOI	10.14991/001.19290701-0058
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19290701-0058">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19290701-0058</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 『全國勞働組合』と政治經濟問題

——一八六六年以降のアメリカ勞働階級の政治運動——

園 乾 治

### 目 次

- 一、『全國勞働組合』の成立
- 二、一八六六年の勞働會議と勞働時間問題
- 三、一八六七年の勞働會議と通貨並に勞働時間問題
- 四、一八六八年の勞働會議と『國際勞働者協會』

### 一 『全國勞働組合』の成立

『全國勞働組合』(National Labour Union)は一八三〇年代に於ける『全國諸業勞働組合』(National Trades' Union)の一八六〇年代に現はれたる後繼者であり、『勞働騎士團』(Knights of Labour)及び『アメリカ勞働聯合』(American Federation of Labour)の先蹤者であつた。(『全國諸業勞働組合』に就ては本誌第二十二卷第三號に發表したる

拙稿『一八三〇年代のアメリカに於ける全國勞働組合の活動』に詳論してある。)而して『全國勞働組合』の組織政策最後の決議は、鐵道運輸と電信とによつて永久に齎され、また紙幣によつて暫時齎されたる全國に亘る新しい諸問題を反映して居る。此組合のヨーロッパに於ける『國際勞働者協會』(International Workingmen's Association)との任意協定によつて移入民を統制する計畫は、勞働の國際競争を初めて意識的に承認せることを示して居る。カール・マルクス及びイギリスの勞働組合によつて創設せられたる有名なる『國際勞働者協會』が、アメリカに於て計畫せられたる總ての勞働者の全國團體と同一年に於て興亡せるは單なる偶然の一致のみでは無し。一八六四年には、ルイスビルに於ては『北アメリカ産業會議』(Industrial Assembly of North America)の集會を見、ロンドンに於ては『國際勞働者協會』の準備會議を見たのである。一八六六年には『全國勞働組合』がボルデーモアに於て組織せられ、『國際協會』はジュネバに於て諸國代表者の第一回集會を開催したのである。一八六七年にはアメリカの團體はシカゴに於て集會し、ヨーロッパの團體はローザンヌに於て爲し、一八六八年には一はニューヨークに於て、他はブルッセルに於てで

あつた。一八六九年フィラデルフィアに集つたアメリカの團體は、バーゼルに於けるヨーロッパの集會に對して一名の委員を以て代表せられた。一八七〇年フランス・プロシヤ戦争はヨーロッパの會議を中斷し、次の二年間に兩團體は同様の内部の不和によりて——アメリカの團體は政治運動主義者と労働組合主義者の反目により、ヨーロッパのものは社會主義者と無政府主義者の反目によりて——解散を見たのである。

『國際労働者協會』の最初の大なる目的は、ヨーロッパ諸國間に於ける移民の統制によつてストライキと労働組合とを支持することにあつたが、其後それが一八六七年に於ける社會主義及び無政府主義に移つたことは、『全國労働組合』が綠裏紙幣運動(greenbackism)に移つたのと符合して居る。兩運動の根柢に横はる經濟條件を具備せしめたのは、労働の國內及び國際競争、労働組合運動の脆弱、好況期後の事業の沈衰であつた。アメリカに於ける者が綠裏紙幣運動の裡に崩壊し、ヨーロッパに於ける者が社會主義と無政府主義の裡に崩壊して終つたのは、それぞれに特有の政治事情並に經濟事情に因るのである。斯の如き方法に於て修飾すれば、

州境を無視して計畫せられたるアメリカ労働運動の全國化は、ヨーロッパに於て國境を無視して計畫せられたる労働運動の國際化を誘導せる事情の反映であつた。而して『全國労働組合』を支配せる二つの論題は八時間労働と綠裏紙幣問題とであつた。

八時間労働制度を實際に採用せる最初の確實なる一例は、一八四二年マサチューセッツ州チャマルスタウン海軍造船工廠に於ける船大工及び填絮工の場合であつて、同工廠に於ける指物工は翌年同制度を採用したのである。併し乍ら八時間労働が全國運動たるべき衝動を與へられるに至つたのは、ボストンの機械工アイラ・スチュワード(Ira Steward)の八時間労働の「哲學」が出現してからのことである。スチュワードは一八三一年出生し、十九歳にして機械工の徒弟となり業務を修得せんとして、十二時間の労働をなしつつありし時に、労働時間短縮の論戦を開始した。一八六〇年代の初期に於ける八時間労働の廣汎なる論戦の發端より一八八三年に於ける其死に至るまで、スチュワードは、彼と此運動とが不可離である程、此論戦の多くの部分を占めて居る。彼は本來唯一つの思想を有する人で

あり、實際に於て時々「八時間狂」と稱せられた。此唯一つの思想の爲に、彼は生き、働き、而して殆んど狂氣の如き熱心を以て戦つたのである。一八六三年以降、スチュワードは當時發行せられて居た殆んどあらゆる改革新聞に對する寄稿家となり、各論説は彼の唯一つの思想を力説し、多くのものは彼の同問題に對する公開講演であつた。『アメリカン・ウーケマン』(American Workman)の一記者はスチュワードに就て、往來で忙しく歩いてゐる彼に遭ひ、他の問題に就て語るならば、彼は其工場に急遽歸還しなくてはならぬことを遺憾とする旨を述べて早々退散するであらうが、一度「労働時間」の好みの問題を出し、傾聴せんと欲する意思を少し許り示さへすれば、彼は佇立して、暮夜に至るまで説教するであらうと記してゐる。これが何の程度まで事實の真相を傳へてゐるかを穿鑿することは必要でない。單なる一挿話としても、能くスチュワードの風貌と意氣とを髣髴せしめてゐる。スチュワードは獨學にして其哲學は書籍よりも同僚労働者の間に於て實見せることに影響せられたが、ジョン・スチュアート・ミルの著作に親しみ、ウェンデル・フィリップスの如き人士を彼の思想弘布に誘入れることが出来た。フィリップ

スは著名なる奴隷廢止論者にして、雄辯家であり、労働改革の闘士であつた。一八一一年ボストンの富豪の家に生れ、ハーバードに於て教育を受け、一八三四年辯護士となり、三年後に奴隷廢止運動に加り、爾來二十五年間奴隷制度反對の宣傳に盡し、奴隷解放と共に其注意を資本と労働との關係に轉換し、夙に一八六三年獨立せる労働政黨の組織を勸告した。而して一八六九年「ボストン八時間労働聯盟」(Boston Eight Hour League)と「マサチューセツツ労働統計局」(Massachusetts Bureau of Labour Statistics)との設立を奨励し、八時間労働文献の刊行をなす基金に對して尠からざる財政上の貢献なし、又屢々労働立法を支持する演説を立法委員會に於て行つた。當時に於ては斯の如きことをなす著名なる人物は、之を一人も見出すことが出来なかつたのである。一八七〇年彼は労働改革政黨の爲に働き、一八八四年歿した。ツ州知事の候補者となり、其後綠裏紙幣政黨の爲に働き、一八八四年歿した。労働時間の變更を討論し、論争すべきことを勸告する決議を採擇したのは、一八五九年に於けるスチュワードの組合、機械工及び鍛冶工組合の第一回大會に於てであつて、それは次回の大會に於ても再び採擇せられた。當時行はれてゐた議

論は労働の供給を減少して仕事を作り出す賃銀基金説であつた。併し乍ら一八六三年にはスチュワードの思想が熱心に取入れられ、彼を議長とする委員会が組織せられ、『ボストン諸業協議會』(Boston Trades' Assembly)の任命せる同様の委員會と商議して、八時間労働法の爲に言論戦を共同して行ふこととした。前述の決議の内容は次の如くであつて、明にスチュワードの起草したものである。

東西南北何れの地に於ても労働者たる吾等に對する最も重要な變革であり、他の總ての者も服従する處の變革は、毎日の労働時間を八時間に短縮することにあること。

之は傭主間と労働者間双方に於ける一般の感情が教化せられるまで完成し得られざるを以て、宗教上、政治上、感化事業又は財界事業の何れにあらう共、論争の機關を用ひて、斯の如き短縮を確保する爲に、吾等の財力と氣力とを傾注すること。

斯の如き短縮は制度として時間外労働が禁止せられるまで、又は時間の延長は賃銀の値下であることが一般に承認せられるまで………決して行はれざるべきこと。

るべきこと。

時間の短縮は賃銀の値上であるべきこと………。

スチュワードの學説の心髓は、賃銀が資本の多寡又は労働の供給に因るに依らずして労働階級の習性、慣例、慾望に因ると言ふ原理にある。(Commons, Documentary History, IX, pp. 24-33; 284-329; Perlman, History of Trade Unionism in the United States, pp. 45-46; Carlton, History and Problems of Organized Labour, pp. 63-64; Oneal, Workers in the American History, p. 176) 彼は資本の生産力が發明によつて非常な割合を以て増加することを主張した。機械を奨励することによつて、労働者は此餘剰を増加することが出來、従つて其生活標準を維持するに必要なるだけの其分前を得ることが出來る。生活標準は労働者の慾望と必要品の増加によつて引上げることが出來、而してそれ等には労働者が欲求を覺醒し、知見を擴張し、習性を改善し、慾望を多様ならしむる閑暇を有する限り、包容力のある漠然たる制限が存在する。併し乍ら斯の如き慾望の増加は、若し低き標準の労働者の競争が、高き標準の労働者を驅逐することを許されるならば、不可能であらう。移入民を禁止することは必要で

ないし、また労働組合に依頼することは不十分である。それは單に普遍的八時間労働法を採用するだけが必要とする。此法律は從來十時間及び十二時間の賃銀の上に辛じて露命を繋ぎ得たる低き標準の労働者を強制して八時間労働に對して同一の日給を要求せしむるものである。此労働時間の強制短縮は間もなく、労働者の慾望を増加し、彼をして更に多額の給與を要求せしめるであらう。其給與は再び機械生産の漸増する餘剰が傭主をして支給を可能ならしめるのである。利子及び利潤を不公正にして不必要なりとする労働學說に對する妥協として、スチュワードは終局に於て労働者の漸次上騰する生活標準が、資本家から利子と利潤との兩者を奪取し、從つて漸次に協同國家を齎すべきことを豫見してゐる。此スチュワードの哲學は後年ジョージ・ガントン (George Ganton) によつて採られ、其著したる『財富と進歩』……八時間労働運動の經濟哲學』(Wealth and Progress …… the Economic Philosophy of the Eight Hour Movement) の基礎を爲し居る。(Walkins, Introduction to the Study of Labour Problems, pp. 84-87 參照)

斯の如き哲學は社會主義理論よりも幾分革命的でなく空想的であつた。併し乍ら社會主義と同じく賃銀意識と賃銀連帶との截然區別せられまた混淆せられざる學說であつた。それだから、此學說は明にラッサールの『賃銀鐵則』のアメリカに於ける双對をなして居り、労働者を動物より上位に向上せしむる心理的慾望に其主力を措き、單に生命及び種を維持する生物學的慾望に之を措かざること——鐵則にあらずして金則たること——に於て賃銀鐵則と極端に相異して居る。此學說の極めて樂觀主義なることが、熱心なる承認を贏得せしめ、而して労働に對する眞の標語たらしめた所以である。其革命的性質は労働組合の活動を重要視せず、また労働投票によつて制定せられ施行せられる普遍的八時間労働の州法又は聯邦法に對する信頼より構成せられて居る。其後其實行不可能なることが明瞭となり、而して労働者が八時間労働法を確保せんが爲にストライキと労働組合との手段に復歸し始めた時、失業者に對して「仕事を作る」と言ふ卑近にして然も外觀ばかりの議論が、労働組合運動に對する他の抑制的議論と更に能く一致することを見出された。

スチュワードの計畫は立法によるのであつたから、此方面の勢力を確保する

ことが必要であり、彼は土地改良計畫に於てジョージ・ヘンリー・エバンス (George Henry Evans) が採用したると同じ方法を樹てた。(ジョージ・ヘンリー・エバンスに就ては本誌第二十一卷第九號に發表したる拙稿「一八三〇年前後のアメリカに於ける労働階級の政治運動」及び本誌第二十二卷第九號に發表したる拙稿「アメリカ労働運動史に於けるヒューマニタリアニズム」に詳述してある。) 一八六四年ボストンに於てスチュワードと其一派によつて最初の獨立せる八時間労働團體が創設せられた。これは始め『労働者會議』(Workingmen's Convention) と稱せられたが、間もなく『労働改革協會』(Labour Reform Association) と改稱し、而してそれは同市の労働組合員によつて構成せられ、殊に其大部分は常に八時間労働制度の熱心なる主張者であつた機械工と鍛冶工とであつた。『マサチューセッツ州八時間労働大聯盟』(Grand Eight-Hour League of Massachusetts) が一八六五年州内の加盟團體によつて組織せられたが、之も全然スチュワードの提案せる處に従つたのである。スチュワードに次で八時間労働の著名なる宣傳者はジョージ・イー・マクネイル (George E. McNeill) であつた。彼は一八三六年マサチューセッツ州アーメスブリに生れ、其

父は初期の奴隷制度反對論者の一人であつた。マクネイルは少年時代毛織工場に於て労働し、後には他の業務に従事した。彼が著名となつたのは一八六〇年代の中頃ボストンの『デイリー・ボイス』(Daily Voice) の爲に其業務に關聯せる記者としてである。それと同じ頃彼はアイラス・スチュワードの八時間労働哲學に左袒し、『ボストン八時間労働聯盟』(Boston Eight-Hour League) に八年間會長として盡力し、ウェンデル・フィリップス等と協力して『マサチューセッツ州労働統計局』の設立に成功し、一八六九年其局長代理となつたが、一八七四年政治上の原因から罷めた。一八七〇年代及び一八八〇年代に於てマクネイルは労働運動界に活動を繼續し、總ての黨派及び反對團體の輿望を一身に荷ひ、一八八七年『労働運動、現代の問題』(The Labour Movement: The Problem of To-day) と題するアメリカ労働運動の歴史を刊行し、一九〇六年歿した。

一八六五年九月、共和黨の州内大會に對してマサチューセッツ州のチャールストン、チェルシー、メドフォード、東ボストンの八時間労働聯盟は代表者を送り、其政綱に八時間労働の項目を挿入せしむることを要求して其希望を達成した。而し

て共和黨の政治家が此問題に注意を拂はざる小數の地に於ては獨立の労働候補者を擧げて政戦に臨んだ。併し乍ら結果に於ては決して成功を收めず、『デイリー・イブニング・ボイス』(Daily Evening Voice)の如きは公然スチャードの政策に反對し、吾等は從來の経験によつて貴重なる教訓を學んだ。それは即ち労働者が獨立の政黨組織を維持すべきことである。……』と言つてゐる。總選舉に引續くマサチューセッツ州内各地に於ける都市の選舉戦に於て、八時間労働運動者は獨立の政治運動を試み、ボストン及びローウエルに於ては若干の市參事會員と市會議員とを當選せしむることが出来、チャールストン、ロックスブリー、ニューベッドフォードに於てはスチャードの計畫に従ひ既成政黨と提携して是亦相應の成功を收めたのである。併し乍ら八時間労働法を都市の使用人に行はんとする目的は實現することが出来なかつたし、マサチューセッツ州立法部を動かして同法の通過を圖ることも出来なかつた。同様の政治上の計畫がニューヨーク市及びニュー・ジャージー州ニューヨークにも行はれたが何等の成果をも齎さずに終つた。

一八六三年フィラデルフィヤに於て労働者の政黨が組織せられたが、フィッチは嚴然たる労働組合主義者であつて政治運動に反對した。而して彼の反對は實際の経験に基くのであつて、二度政治に心を奪はれると、夜間に於ける政治場面を楽しみ耽る以外の何事にも心勞すること多からずして工場内に日中を送り、町内區都市委員會の仕事の爲に家事并に労働組合の事に没頭すべき時間を取られるであらう。労働の權利は彼是の候補者の義務の下位に置かれる。彼は「公事に於て彼の親方と友達であるから、工場に於ける權利を主張する勇氣を有しない。次の選舉に於て、拳の堅い職工及び労働者」の間に於ける彼の投票と勢力とが要求せられるから、傭主によつて彼は御世辭を言はれる。——而して友誼的感情が斯の如くして相互に政治に没頭することによつて覺醒させられる。それは彼をして自身、家族并に彼の同僚労働者の快適に重大である權利を擁護することを控へさせる。」と其主張の理由を示してゐる。斯くして一方に於ては八時間労働の論争は『全國労働組合』に労働者を統一糾合する傾向があると共に、他方に於ては労働組合運動者から政治家と政治運動遵奉者とを分離せしめる急進の差異が招來せ

られてゐた。

一八六五年末に於ける事業の沈衰と出征兵士の歸還によつて労働組合の活動は從來の如き成功を齎すことが出来なくなつた。而して斯る事態は八時間労働法の要求を強め、それと同時に種々の形態に於ける主要なる労働團體は全國團體が先づ組織せられ、各種團體間の異論を無くせざるべからずと論じられた。併し乍ら如何なる全國團體を組織すべきかに就ては相應に異見があり、一八六五年五月バブローの諸業組合はあらゆる産業部門の各種地方組合からの代表者を以て構成する諸業會議(Trades Congress)を召集しようとした。それは大陸に於ける労働階級の多くの利益を保持し且つ立法によつて正當の権利を確立する目的であつた。然るに一八六五年二月初『ニュー・ヨーク州労働者協議會』(New York State Workingmen's Assembly)は同年七月第二木曜同市に於て全國大會を開催せんが爲に總ての労働者協議會に、又其存在せざるものには地方組合に參加を慫慂したる招待状を發した。ニュー・ヨーク協議會と組織は異なるが其目的の同様である團體は州内八時間労働聯盟であつた。此種の團體が全國大會を召集する一例として

は一八六五年十一月インディアナポリスに於て『労働者會議』(Workingmen's Convention)が開かれ、『インディアナ州八時間労働大聯盟』(Grand Eight Hour League of the State of Indiana)が組織せられ、總ての合衆國內の労働者の團體が州内大會を開催し代表者を選出して全國大會を起すべきことを勧告する決議をなした。

機械工及び鍛冶工の全國組合は一八六〇年全国聯合會の思想を討議したるも何等實際的效果を齎さなかつた。尤も一八六四年の鑄物工大會に於ては斯る提案の賛成を得たのである。而して後二年、『煉瓦工國際組合』(Bricklayers' International Union)は『國際組合大會』(Convention of International Unions)の爲に役員を任命した。一八六六年ブルクリンに在る『馬車製造工國際組合』(Coachmakers' International Union)の會長ウィリアム・ハーディング(William Harding)がフィラデルフィアに於てシルビースと會見し、同年三月ニュー・ヨーク市に於てあらゆる職業の代表者を以て準備大會を開催し、八月二十日ボルティモアに於て全國大會を舉行することとし、而して之には各地方團體は代表者一名、各諸業協議會は二名を派遣し得ることとせられた。此大會開催に就ては、『ニュー・ヨーク市労働者組合』(Workingmen's Union of New

York City)は小數個人によつて『諸業全國大會』(National Convention of Trades)を開催するを僭越なりとして反對したが、間もなく妥協が成立し、前掲の委員會と『ボルティモア』諸業協議會』(Baltimore Trades Assembly)が共同主催者となり、合衆國全體を通じて各種の労働者團體が代表者を派遣するように招待せられた。(Commons, The History of Labour, pp. 86-96; Documentary History, IX, p. 126; Perlman, pp. 46-47; Carlton, Organized Labour in American History, p. 121; Beard, A Short History of the American Labour Movement, pp. 72-74; Binba, History of American Working Class, pp. 145-146)

## 二 一八六六年の労働會議と労働時間問題

一八六六年八月二十日ボルティモアに於て開催せられたる大會には十三州及びコロンビア區から總計七十七名の代表者が集つた。其中五十名は同數の地方同業労働組合から、十七名は十三の諸業労働協議會から、七名は五の八時間労働聯盟から、三名は二の全國同業労働組合から派遣せられた。而して其職業別を見れば、建築工が最も多く、鑄物工之に次ぎ、機械工、大工等の順序であつた。全國労働組合の會長及び書記は出席の招待を受け、投票權は之を有しなかつたが發言權は

之を附與せられた。此規定によつて出席した名士にはジョナサン・シー・フィンチャー (Jonathan C. Fincher) 等があり、『ウワーカーキングスマンス・アドボケート』の主筆エー・シー・カメロン (A. C. Cameron) ショーン・ヒンチクリフ (John Hinchcliffe) も労働團體を代表して出席した。

會議の感情は労働組合運動と立法行爲に對するそれぞれの態度に最もよく示されて居る。乃ち労働組合に關する委員會に於ては、労働運動に於ける總ての改革は……現在にありては職業上の團體を通じて最もよく行はれ得ることを承認し、且つ労働組合の存在せざる總ての地方に之を組織することと産業の各部門に國際團體を組織することを、最初にして最も重要な目下の任務として勸告し、更に亦總括的團體と直接參加せる「不熟練労働者組合」の中に不熟練労働者を組織せしむることを勸告した。又徒弟制度をもつと嚴重に強行する勸告を包含した。ストライキの問題に就ては、それが労働階級に非常なる損害を惹起すものであり、之に代ふるに仲裁制度を以てすべきことを推奨し、各諸業労働協議會は僱主と使用人との間に發生したる總ての爭議事項を附託すべき仲裁委員を任命すべきこと

とを勸告した。

八時間労働問題を中心とする討議は、立法上の活動が第一位を占めたことを示してゐる。それは一八六四年の國際的集會に於ては労働組合主義が占めたのであつた。此問題に關する委員會の報告は、労働階級から道徳上、知識上及び社會上の教育の爲に多くの時間を要求してゐる。それは、我國の労働者が道徳生活并に知識生活の標準に於て一段の進歩を劃さうと準備する處の進歩状態から起るのである。併し乍ら最初に於ては、論争と組織とは偉大なる結果を完成する處の二大槓桿であることを勸告し、又、政治行動に關する限に於て、労働者の利益の爲にすることを誓約する者以外に投票せざることを別として、は、労働者の獨立の政綱を立てて争覇するか既成政黨によるかは各地方それぞれ各自の政策によつて支配せられるべきことを決議する以上に出なかつた。

此報告は讀會後採決に入つたが、間もなく反對が盛んとなつた。先づ反對の第一聲はポストンから派遣せられたアレキサンダー・トラウプ (Alexander Troup) によつて放たれ、彼は此勸告を決議委員會に附議すべしと主張した。之に對して報告

を支持せるニール・ヘブンのベルプの如きは委員會に於ける政治上の感情は複雑であるが、多數の者は此集會を政治上のものとする意嚮を有することを見出したと言つて居り、ピンチクリッフ及びフィラデルフィアのロバート等も同様に報告支持者の側に立つた。然るに馬車製造工組合のハーディングは共同行動を爲さんが爲に派遣したる各代表組合へ各自任意の行動を採るべしと言ふ決議を携へて歸還することは愚であると述べ、シカゴの『ドイツ労働者協議會』(German Workers' Assembly) の代表者でフェルジナンド・ラッサールの一派であるイー・シュレーゲル (E. Schlegel) は熱心に獨立せる労働政黨の設立を希望することを大會に訴へてゐる。而して彼の強力なる訴は報告反對に好意ある形勢を醸成し、其處でカメロンは別の報告を作成する爲に選出せられた。此報告書は過去の歴史と立法とは生産階級の利害に關する限り、既成政黨の誓約には何事によらず信頼を置く能はざりしことを表明する。合衆國の労働者は政黨の羈絆を斷然解放し自ら『全國労働黨』(National Labour Party) を組織すべき秋が到來した。此労働黨は八時間を法律上の一日労働時間とする法律の施行を聯邦議會及び數州立法部によりて確

保すること、又生産階級の利害を維持し代表することを誓約する人を選挙することを目的とするのである」と述べてゐる。此報告は初め三十五票對二十四票を以て採擇せられたが、獨立せる政黨の組織を勸告することは最近剝奪せられたる投票權を再び獲得することを困難ならしむるから不得策であらうとの反對もあつたので、更に考慮することとし、出来るだけ速に「全國労働政黨の組織をなす」と言ふ字句の修飾を施し、一票の反對のみで此決議が通過したのである。

第二に重要な問題は土地問題であつた。長文の報告書が提出せられたが、それによれば公領地は各人に家族及び國家の必要を満さしむるに足る農地を與へ、而して總ての公領地は實際の定住者にのみ分與すべきことを主張した。次に協同組合運動は當時全盛を極めて居たが、此問題に就ては比較的多くの注意が拂はれなかつた。大會の注意は殆んど立法上の行動のみ集中せられたので、協同店舗及び協同工場に對する一般の是認と協同組合に關する諸州の法令は其如何なる法令なるかを區別することなく通過に努むべき勸告をなしたるに止つてゐる。此委員會は又囚人労働に關する報告をもなしてゐる。大會は婦人労働問題をも

承認し、裁縫女、工場労働者及び労働娘子に援助を與へることを誓約した。「産業階級中是等の者以上に悲惨なる地位にあるものは無い。吾等は心から彼等の協同せんことを欲する」と決議委員は述べてゐる。又此問題と關聯して住宅問題にも注意が喚起せられ、惡徳、貧窮及び犯罪は、貧民の密居せる換氣不良の住居に共通の附隨物であると主張してゐる。

最後に此大會は全國團體に就ては包括的計畫を樹てなかつた。單に毎年大會を開催する全國労働組合の組織を報じたのみであつて、之に對して各諸業労働組合、労働協會、八時間労働聯盟は會員五百名又はそれ以下に付き一名、五百名以上又は其端數毎に更に一名の代表者を派遣することが出来、各全國組合又は國際組合はそれぞれ一名の代表者を派遣することか出来るのであつた。而して役員は會長一名、無任副會長一名、各州、地方、區の副會長一名、書記三名、財務委員三名より成り、役員會は各會員に對し一年二十五セントの會費を徴收する權能を有した。(Com-mone, History of Labour, pp. 96-102; Carlton, History and Problems, p. 60; Carlton, Organized Labour in American History, pp. 100-101)

ボルティモアの大會は、全國労働政黨の組織に對して斷然たる處置を採らなかつたが、州會及び市會に於ける獨立の政治活動に對して刺戟を與へた。事實上『全國労働組合』(National Labour Union)は其全存立期を通じて始めて全國労働政黨が提議せられたる時より解散に至るまで、地方政治に斷へず從事してゐた。八時間労働運動の本據であるマサチューセツ州に於ては勿論政治的論争が頗る顯著であり、一八六六年八月ボストンの『ボイス』紙はウェンデル・フィリップス(Wendell Phillips)を州議會に送る爲に元氣の溢れた政戦を開始した。然るに其結果は同紙をして全國労働政黨を早く組織することの利害得失に就て懷疑的ならしめたが、シカゴの『ウワーカーズ・マガジン』紙は熱心に其組織を力説し、『ボイス』紙を非難した。何れにしても獨立せる政治活動は既成政黨の候補者に誓約せしむる方法よりも盛に賞用せられなかつた。而して後の方法はカネティカト州、イリノイ州及び其他多數の州に於て成功した。併し乍ら八時間労働法案に對する大統領、聯邦議會及び州立法部の掌中に於ける八時間労働法案に對する浮沈は、労働指導者の遭遇せる困難に就て一部の消息を傳へてゐる。

各州一名宛の代表者を以て組織せる委員會は閉會に先つてワシントンに於て大統領アンドリュー・ジョンソン(Andrew Johnson)に會見し、ジョン・ヒンチクリフが労働時間、公領地、外國貧民労働の輸入及び囚人労働に就て陳述した。之に對してジョンソン大統領はテネシー州に於ける囚人労働反對法の爲にせる活動と住宅法の通過に努力せる過去の政治的業績を指摘し、其他の點に就ては外交的に沈黙を守つた。聯邦政府は一八六二年七月國有造船所に於ける労働者の労働時間と賃銀を、同種私企業のそれと公益に反せざる限り出来るだけ接近せしむべしと言ふ法案が通過したる時、官業の労働時間問題に就て活動した。併し乍ら八時間労働問題は、一八六五年十二月ミズリー州の上院議員グラツ・ブラウン(Gratz Brown)が一切の官業に八時間労働制度を施行する利害得失と正邪を研究することを立法委員會に命ずる決議を上院に提出した時まで出現しなかつた。同様の問題は下院に於ても提出せられたが、何れに於ても決議の採擇せられた證據は無い。而して一八六六年同様の決議がインディアナ州選出の下院議員ウィリアム・イーニブラック(William E. Niblack)によつて提出せられ可決せられたが、それ以上の事は

無かつたやうである。同年三月ニュー・ジャージー州選出の下院議員ロージャースによりて、政府に使用せられ又は政府の爲に使用せられる一切の不熟練労働者、職工機械工に對して八時間を一日の労働時間とする法案が提出せられたが、委員附託の儘潰され、同月ミズリー州選出の上院議員ブラウンは再び同様の法案を上院に提出した。此法案が尙ほ討議中であつた時大統領ジョンソンは若し下院に於て初期の法令が實行せられるが如き時には之が通過に努力しようと言へた。併し乍ら彼はコロンビヤ區のみ適用することを假定せる斯の如き法律が、全國一般に之を確保する價值があるであらうとは考へなかつた。三ヶ月後『全國労働組合』の委員が主として此問題に就て大統領ジョンソンを訪問せる時、彼は巧妙なる言葉を用ひて言質を與へなかつた。

インディアナ州選出の下院議員インガソルはコロンビヤ區委員會に同區内の労働時間を八時間に制限する法案を通告する決議を下院に於て通過せしめることに成功したが、それだけで終り、次で一八六七年三月下院議員ジュリアンは前回のロージャース法案と同様の法案を提出し委員附託となり下院を通過したが、

上院に於て其儘葬去られ、二年前に於ける論争の初期と同様の状態に停頓することになつた。

州立法部に於て八時間労働立法を得むとする努力は、多くの州に於て失望に終つたが、六州に於て成功した。尤も其勝利も間もなく空虚であることが見出されたのであつた。運動が最も強力で、成功の望が最も大であつたマサチューセツツ州に於ては上下兩院の共同委員會は州知事に無給の委員を任命して問題の得失を十分調査せしむることを勧告する旨を報告した。州知事は此勧告に基いて委員を任命し、況く個人及び團體に其必要と認むる時間數の回答を求めた。其結果此委員會は八時間には反對するが十一時間労働は短縮すべきものであることを述べ、尙ほ調査を繼續する爲に有給の委員を任命すべきことを提案した。而して立法部の決議によつて一八六六年五月經濟學者アマサ・ウォーカー、ウィリアム・ハイド、エドワード・エッチ、ロージャースを委員として報告せしめた。併し乍ら報告は意見の不一致より大小二種に分れ、ウォーカー及びハイドは成年工に労働時間を制限する法令は不必要であると言ひ、ロージャースは反對の契約存せざるに限

り一日八時間の労働を許す法律を採擇すべしと勸告した。併し如何なる法律も遂に施行せられなかつた。

然るに他の多數の州に於ても此問題を無視したのではない。ペンシルベニア州に於ては下院を可決したが上院で否決せられ、オハイオ州に於ては下院で可決した法案に上院が加へた些少の修正に服従しなかつたので否決となり、ニュー・ジャージー州に於ても同様に否決せられ、イリノイ州に於ては強行法としてでなく施行せらるゝに至り、又ウィスコンシン州に於ては一八六七年婦人及び少年工に對して八時間労働法を制定したが、之はそれ以上の労働を強制せる傭主にのみ制裁を加へる規定であつた。一八五三年十時間労働法を可決したカリフォルニア州は、八時間労働に關しても一八六八年に一の法案を通過せしめてゐる。之によれば契約當事者間に特別の規定なき時は一切の場合に一日八時間労働とし、少年を使用する傭主が此法律に違反せる時は十ドル乃至百ドルの罰金に處せられるのである。間もなくカナティカット州に於ては關係當事者間に特約なき限り總ての者の法定労働時間を八時間とする法律が施行せられた。之は同州に對す

る『全國労働組合』の副會長であり、ニュー・ヘブンの諸業労働組合の會長たるベルプスの努力によるのである。次にニューヨーク州に於ても一八六七年八時間労働法案が上下兩院を通過し、知事の署名をも得たが、彼は其施行せらるゝや否やの監督を拒否したので、無効なものとなつた。以上の外、ミシガン、メーリーランド、ミネソタ、ミズリー諸州に於ても問題となつたが、例外なく何れの州に於ても法案は否決し去られた。

斯の如くして八時間労働法に關する運動は全體として失敗せることを示した。結此果を該立法の推獎者は如何に見るか。それは『全國労働組合』第二回大會に於て八時間労働問題委員會によつて一八六七年明に言明せられた。『委員會は更に八時間労働法が六州の立法部によつて通過したることを述ようと思ふ。併し乍ら總て實際上の目的からは是等は法典中一度も挿入せられなかつたと言ひ得る。……』と述べてゐる。斯の如く失敗に歸したる原因は種々ある。第一にアメリカの聯邦制度は州立法部の數と同數の獨立せる運動に分割することを必要とした。イングラントに於ては國會が労働者の希望する結果を得る爲に壓迫を用ひ

る必要のある唯一の團體であるが、合衆國に於ては國會は、ヨーロッパ區、屬領及び聯邦政府に直接間接使用せられる労働者に對する労働時間を短縮する法律を通過させ得るのみである。他の原因は立法事務を處理するに就て労働指導者が無經驗であつたことである。老巧なる政治家は彼等を翻弄し、強行規定を省略する等の手段を執つたのである。

然るに紙幣の回収が繼續し、産業は倍々不況の状態となり、失業は急速に増加し、物價の下落はストライキの成功を不可能ならしめ、或る迅速にして根本的手段が要求せらるることとなり、此處に生産協同組合に關する運動が遽に擡頭して來た。(Commons, History of Labour, pp. 102-110; Documentary History, IX, pp. 169-194; Carlton, Organized Labour, pp. 176-179; Perlman, pp. 47-48; Beard, pp. 74-75; Binba, pp. 146-147)

一八六三年小賣相場が賃銀よりも急速に騰貴し、消費組合運動が起つた。然るに一八六六年の中頃より生産協同組合に賛成する氣運が起り、協同組合は單に小賣店舗たるに止らず他の各種の事業の基礎たるべきことを主張した。マサチューセッツ州のローレンス組合は一八六三年十一月事業を開始し、日用品より肉類、

靴、雜貨等の販賣に及びし、間も無く四階建の家屋を購入する程の盛況であつた。農事協同組合もオハイオ州フォスター・スクロッシングに於て設立せられた。併し乍ら一八六六年夏以降の三年間に於て特に注意を惹いた協同組合の經驗は労働者が自己の労働の所産を盡く自己の手に收める生産協同組合の形態に於て自家の工場を經營したことに在る。斯の如き計畫は殆んどあらゆる主要業務に亘つて行はれ、而して其大部分は一八六六年及び一八六七年の不況期に於ける不成功に終りたるストライキの結果起つたのである。其中最も重要なものは『鑄物工國際組合』(Molders' International Union)の會長ウィリアム・エッチ・シルビス(William H. Syvis)の直接の奨励の下に設立せられたる協同鑄爐工場である。『鑄物工國際組合』及び其會長シルビスに就ては本誌第二十三卷第三號に發表したる拙稿『南北戦争とアメリカ労働階級』に論述して置いた。機械工も此時期に協同組合に積極的利害關係を有することとなり、國際組合の指揮の下に協同組合工場を設立した。斯の如く労働組合が生産協同組合を起すに至つて、彼等は信用制度の問題に直面した。而して信用制度の問題は當然に貨幣改革に誘入することとなり、全國労働

組合をして、之を一八六七年の綱領の先頭に掲げしむるに至つたのである。(Commons, History of Labour, pp. 110-112; Perlman, pp. 52-57; Beard, p. 75; Ely, Labour Movement in America, pp. 182-184)

### 三 一八六七年の労働會議と通貨并に労働時間問題

『全國労働組合』は其經費を償ふべき収入を擧ぐる十分の準備がなかつた。前に述べたるが如く執行委員會は各會員より二十五セントを徴収する權能を附與せられてゐる。併し乍ら役員は何人を以て會員と做すべきかを決定することが出来ないと告白して居る。現に一八六六年の第一回大會の報告を小冊子の體裁で出版しやうとしたが、資金の窮乏によつて妨げられたのであつた。而して一年間に於ける重要事件はエー・シー・カメロンを委員長とする委員會による『合衆國の労働者諸君に語る』(Address to the Workmen of the United States)の發行であつた。

此冊子は労働に影響する殆んどあらゆる問題、即ち八時間労働協同組合、労働組合、徒弟制度、ストライキ、婦人労働、黒人労働、公領地、政治運動に論及してゐる。而して八時間労働に好意を有することは實質上第一回大會に於けると異らぬが、協同

組合の問題は一層之を重要なりとし、イングランドに於ける斯業の成功を叙し、アメリカに於て特に之を必要とする理由がある。金利の高き結果として何れの地に於けるよりも資本が労働と結合し協同する傾向が少いこと之である」と述べてゐる。公領地労働組合運動、ストライキ、徒弟制度の問題に就ては大會に於ける宣言と多くの相異が無い。併し乍ら黒人問題に就ては經濟上からと政治上から論議し、八時間労働の爲にストライキが起つた時バージニア州ポーツマスからボストンへ黒人填絮工を輸入したる最近の事件に注意を向け、人種の差別無く労働の大同團結する必要を推論してゐる。更にそれよりも注意すべきは投票者としての黒人であつて、彼等の協同の申出を撃退して彼等を仇敵とすることが出来るかの問題が起る。之に對してはアメリカに於ける労働階級の利害は諸業労働組合、八時間労働聯盟其他の労働團體の組織が黒人種の間奨励せらるることを要求すると結論して居る。最後の且つ最も重要な部分は政治運動に關するものである。第一回大會に於けると同じく政黨の羈絆から離脱し自己の利益の爲に投票を用ひることを勸告してゐるが、前者が八時間労働と關聯せしめて政治運動を

取扱ふに反して、後者は生産階級を奴隸の状態に陥れる處の不正なる貨幣及び財政制度の徹廢と關聯せしめてゐる。

斯の如き變化は一八六〇年代の勞働運動が賃銀勞働者、小工業家及び農民を一様に包括する「生産者」の意識の爲に賃銀意識を既に放棄せることを示してゐる。此勞働運動によつて「生産者」の見地の採用せられることは生産階級一般に不満のある時に起つた。好況時代には農民は苦痛を感じないで之を感じるものは勞働者のみであつたが、一八六七年に至るや農民は痛切に不況を感じ、勞働者と共同して「資本家」にあらずして生産者を利益せしむる處の立法上の運動をなせることを見出すのである。

『全國勞働組合』第二回大會は一八六七年八月九日シカゴに於て開催せられたるが、四名の代表者はイリノイ州に於ける三の獨占反對團體から、二名はミシガン州の土地及び勞働聯盟から派遣せられた。是等の團體は總て農民の利益を代表せるもので、純粹の賃銀勞働者の團體を代表するものは漸次其變化を受け、諸業勞働組合及び地方同業勞働組合は何れも其數を減少し、全國勞働組合と八時間勞働聯

盟は其數を増加した。而して團體總數は六十四、代表者總數は七十一名であり、主なる出席者はギブソン (Gibson) ヴォーレー (Whaley) ヒンチクリッフ (Hinchliffe) カメロン (Cameron) シュレーゲル (Schlägel) 等であり、フィンチャー (Fincher) 及びトラウプ (Traup) は缺席したが、新にシルビス (Sylvis) 及びトレベリック (Trevellick) の出席せることは之を補つて餘があると言はねばならぬ。

此大會の最初の重要な仕事は會規の採擇である。それは全國勞働組合の代表參加を増加せることを特色とし、國際組合又は全國組合は全國勞働會議三名の代表者を派遣し、州内團體は二名、同業勞働組合及び其他の一切の團體は一名を派遣し得る規定であつた。大會に於ける討論の勞働組合運動、徒弟制度、八時間勞働問題、公有地の問題に關係せるものは新味に乏しかつた。一決議は總ての實際的目的の爲にする各種の産業上の團體が全國組合又は國際組合の統轄の下に獨立に行動せることを悲しみ統一せんことを勸告した。『全國勞働組合』は經濟上の團體にあらずして立法上の團體であつたからそれを企圖しなかつたが、ヨーロッパからストライキやぶりを輸入することを防止する問題に關聯して、大會は之を取

扱ふことを決意した。

一八六四年聯邦議會は法令を以て移入の費用を補償する爲に十二ヶ月を超えざる期間に於て労働の賃銀を移出民が抵當とする處の外國に於て締結せる契約を有効としたるを以て、此法令に従つて『アメリカ移出民會社』(American Emigrant Company)がカネティカット州に於て設立せられた。此會社は一百萬ドルの公稱資本で、一八六五年の拂込資本は五十四萬ドルであり、出資者には銀行家、傭主、政治家等があつた。斯の如き團體が労働新聞によつて猛烈な抗議にあつたことは勿論で、『全國労働組合』の集會に於ける熱心なる討論の題目となつた。併し乍ら一八六六年及び一八六七年の不況まで、何等有效なる手段は講ぜられなかつた。一八六七年の大會に於ける討議は傭主の爲にストライキや、ぶりを作ることに『アメリカ移出民會社』の行動が關係し又外國に駐在せるアメリカ領事が役割に參加せる多數の事實が明瞭になつたので、之が對策を見出す爲に大會はリチャード・ツレベリックをヨーロッパの『國際労働者協會』の大會に對する代表者に指名した。尤もツレベリックは旅行に上らなかつたが、此時以來外國契約労働者を法律上承認

する處の一八六四年の法令を徹廢する論争が開始せられた。

大會に於ける労働組合運動は、單に全國同業組合に關することのみであつて諸業労働組合を除外してゐた。又、産業に於ける黑人種問題に就ては委員會の内部に於て意見の相異があり、本問題は會則に照して報告の必要を認めざることをし、併し乍らシルビス及びツレベリックは將來に於ける黑人労働問題の重要なことを言明してゐる。最後に八時間労働及び協同組合の問題に就ては何等新しき傾向を見出さぬのみならず、討議時間も極めて短かつた。(Commons, pp. 112-119; Beard, pp. 75-77; Binba, pp. 139-140, 147)

此會議に於ては労働組合運動、八時間労働、徒弟制度の如き純粹の労働問題に多くの時間を與へることが出来なかつたとしても、農民の代表も労働代表と同じく利害を共有する問題に多大の注意を拂ふことを誤らなかつた。此種の問題は通貨問題、聯邦國債に對する課税、政治運動である。是等の問題が特に重要性を有したのは農民代表の人数が優勢であつた爲ではなく、労働代表が之に非常なる興味を有したからであつた。最も熱心なる討論者の中に鑄物工組合のシルビス、馬車

製造工組合のハーディング裁縫工のルッカーを擧げることが出来る。事實上全國の領域に於ける勞働運動は賃銀勞働者の要求を放棄し其利害を生産者、農民、小商人のそれと一致せしめたのである。

エーシー・カメロン(A. C. Cameron)は大會に於ける貨幣改革論の主なる辯士であり、『合衆國勞働者に與ふる全國勞働會議の演説』(Address of the Labour Congress to the Workmen of the United States)を發行して貨幣改革に賛成せることを示してゐるが、彼はエドワード・ケロッグ(Edward Kellogg)の『新貨幣制度』(New Monetary System)を南北戦争によつて起つた事情によく順應せしめたる計畫を樹立した。ケロッグはニューヨークの小商人であつたが、一八三七年の恐慌によつて其財産を喪失し、其後財政改革の計畫を考案し、一八四八年『勞働と他の資本』(Labour and Other Capital)の表題を以て公刊した。其所論の根據は利子に關する勞働説であり、銀行業經營の勞働費用を超ゆる利子歩合は略奪であるといふ思想に基いてゐる。ケロッグが統計から見出した處によればアメリカの實質的富は毎年大凡一パーセント四分の一の割合で蓄積せられるが、代表的富は十二パーセントの割合で増加

する。それ故に若し政府が法貨たる通貨を土地を抵當として一パーセント一の事業經營の勞働費用を以て發行するなら抵當者は其歩合より僅か上で自分自身が使用するか又は他人に使用せしむることが出来るであらう。市場の歩合が一パーセント以下に下つた場合には、抵當者は借金を政府に返済し、一パーセントの利子を有する政府の公債を受取る。斯くして利子がそれ以下に下ることを防ぐのである。若し市場の歩合が一パーセント以上に上る場合には、彼は公債を返還し貨幣を受取ることが出来るのである。此『不換公債』の方法を以て、利子歩合は常に一パーセント近くに保たれるであらう。

一八五〇年ケロッグは此計畫をニューヨークの『産業會議』(Industrial Congress)に提出したが、多數の賛成者を得るに至つたのは綠裏紙幣時代であつた。アレキサンダー・キャンベル(Alexander Campbell)は一八六四年『眞のアメリカ金融制度』(The True America System of Finance;... No Bank; Greenbacks, the Exclusive Currency)を題する小冊子を公刊し、一八六八年『眞の綠裏紙幣、一名課税せずして國債を支拂ひ勞働を解放する方法』(The True Greenbacks, or the Way to Pay the National Debt Without Taxes

and Emancipate Labour)と改題して再刊した。カメロンはケロッグの計畫に對するキャンベルの修正を一八六七年の大會に於ける委員會の報告に採用してゐる。其修正と言ふのは戰時借款は兌換公債となし利子歩合を三パーセントとなすことである。勿論『全國労働組合』の綠裏紙幣黨は此計畫に伴ふ物價の避け難き騰貴を看過しなかつた。併し乍ら綠裏紙幣の回収によつて物價が既に著しく低落しつつある時に於ては關心事ではなく、それよりも重要なことは利子歩合及び生産者に前貸することの出来る信用制度に對する影響であつた。

此計畫はドイツに於けるフェルジナンド・ラッサール (Ferdinand Lassalle) の協同事業に對する資金として政府が労働者に資金を貸付ける計畫と同様であつて其相異なる處は資金が課税より來るに非ずして綠裏紙幣の増發より來る點一つであつた。又綠裏紙幣説は無政府主義及び社會主義説と同等であつた。蓋し貸借取引を行ふ労働費用を超過する程度に於て利子は略奪であると言つてゐるからである。其撞着は貨幣價值と言ふ言葉に二重の意義を附せる點にある。ケロッグ等此説を支持する者は市場の利子歩合を貨幣の市場價值と考へ、市場價值は政

府が自己掌中の法貨を貸すならば低落するであらうと言ふ。此點は一八七二年以後改められた。併し乍らケロッグ主義 (Kelloggsism) は單に物價騰貴のみならず無政府主義及び社會主義の哲學と同じ程度を占める社會改革の哲學であつた。それは協同組合に資金を融通し、仲介商人及び金貸を除去し、小生産者を獨立の地位に上らしむる當時の運動と一致した。

綠裏紙幣論の論理上の結果に於て、政治團體に關する委員會は前向大會に於て「労働者が『全國労働政黨』を組織すべし」と云ふ宣言を「生産階級が」を改め、政治運動に臨む綱領として『主義の宣言』 (Declaration of Principles) を作成した。此宣言は『獨立の宣言』 (Declaration of Independence) に模したもので、全文大凡三千字の文書中三分の二は財政上の改革を論じたものである。それは言ふ、所謂全國銀行制度を創設する法令は議會によつて貨幣の製造と其價值の統制をなす統治權を責任を有せざる銀行團體に委任するものである。而して此貨幣獨占制度は總ての獨占制度の親である——奴隸制度の眞の根據であり要素である。——鐵道倉庫及び總ての如何なる種類又は如何なる性質の獨占も此權力の結實であり、此權力に貢獻する

ものである」と。又此貨幣獨占制度に對する改善策として、綱領は不換公債及び法貨たる紙幣を發行する計畫を樹て、後者の補助手段として銀行資金及び政府公債に對する課税の免除を廢止することを提案した。政府公債に對する課税の問題は、キャンペーン、ツレベリック、エー・ジェー・キョー・イケンダール(A. J. Kykendall)の組織せる特別委員會によつて思考せられ、彼等は之を極めて重大なる意義を有する問題の一である」と做し、資本の利益の爲に労働に課せられたる負擔の免除であると做してゐる。斯の如き財政改革の問題に加ふるに、此宣言は土地獨占制度に反對を聲明し、八時間労働法、協同組合、労働者の住宅改善等に賛意を表明し、婦人労働者に同情し、失業者には彼等が公有地に至りて實際の占用者たらんことを勸告した。

斯の如くして『全國労働組合』は今や労働時間短縮の立法手段に對する労働組合の活動を放棄して、綠裏紙幣運動をなすに至つた。之は一八六六年より一八六八年に至る間の事業の狀況によるのである。政府の綠裏紙幣の收縮政策は其結果、物價の下落と激しい失業とを齎した。一八六六年の一般物價は一八六四年の平均より一八パーセント下り、一八六七年には二七パーセント下つた。労働關係事

項に就ては正確なる統計が存在しないから、實際よりも誇張せられたる見解が生じ、労働状態の實際よりも極めて陰慘なる意見が行はれる傾向がある。ウィリアム・ジェスアップ(William Jessup)が一八六八年九月ニューヨークに開催せられたる大會に提出せる報告に據れば、其前年の冬に於ける失業者數はニューヨーク市のみならず一時二萬に達したと言はれ、バファローに於てはカナダの移入民によつて二十の労働組合が根本より破壊せられたと傳へられて居る。ロチェスターに於ては二十パーセントの賃銀値下に反對せる争議が鑄物工の間に行はれ、ニューヨーク市に於ては八時間労働を要求せる煉瓦工のストライキが起り、其他の都市へも傳播した。併し乍ら前途には決して光明を見なかつた。訴訟は傭主の權力を増加するのみであり、多額の損害賠償事件が提起せられた。斯の如く労働組合運動は全體として失敗に歸し、協同組合運動が漸次擡頭して來た。(Commons, History of Labour, pp. 119-124; Documentary History, IX, 175; Peckman pp. 44-45, 51-52)

一八六八年に於ける労働運動界は労働組合運動方面に於ては極めて貧弱なる成功を齎したるに過ぎなかつたが、立法方面の改革に於ては多大の成功を收めた。

聯邦議會はホルティモアに於ける大會の主要なる要求たる官業労働者に對する八時間労働法を實施した。此法案の通過はリチャード・エフ・ツレベリックの努力に負ふ所が多い。併し乍ら之を以て八時間労働法に對する闘争は終結したのではない。政府事業に干與する多數の官吏は法律に對して自家一流の解釋を加へ、労働時間の減少は必然賃銀の之に相應する減額を伴はざるべからずとした。其最も顯著なる實例は陸軍大臣の命令である。此命令に對してはワシントンの労働者代表が大統領ジョンソンに抗議を提出し、検事總長の意見を求むべきことを願つた。併し乍ら検事總長エバーツ(Army-General Evarts)は陸軍大臣の行爲を正當なりとし、其後の検事總長ホアー(Army-General Hoar)も亦同様の意見を持つた。而して最後に此事件は一八六九年五月十九日大統領グラント(President Grant)によつて、各省の長官は労働時間減少に伴ふ賃銀減額を爲さざるべきことを聲明して結末を告げた。斯の如き聲明はシルビス、カメロン、ツレベリック、ジェスアットの指導のもとに行はれたる労働者の嵐の如き抗議によるのである。併し乍ら事實に於て此聲明は殆んど實行せられなかつたので、一八七二年五月十一日再び

同様の命令をなすべき聲明が發せられ、其後一週間を経たる五月十八日、聯邦議會は八時間労働法の始めて施行せられたる日より大統領グラントの第一回の聲明に至るまでの期間に於て、労働時間の減少の爲に控除せられたる金額を、政府に使用せらるゝ一切の労働者に恢復すべき法律を施行した。(Commons, History of Labour, pp. 124-125; Perlman, pp. 47-49)

#### 四、一八六八年の労働會議と『國際労働者協會』

一八六七年に於ける大會の要求を半ば満たす所の通貨を更に收縮することの禁止に關する法律が、一八六八年兩院殆んど満場一致を以て通過した。それは生産階級、商人、農民、労働者が一致して其通過を求め、何等の障礙が存しなかつたからである。而して之より急速に事業界の不況から離脱することゝなつた。然るに好況は労働運動に影響を與ふることを誤らず、此處に『全國労働組合』の活動に新生面を齎らしたのである。

間もなく大統領選舉の期日が切迫したる爲に労働政黨の問題に就て態度を決定せざるを得ず、『ウワーカーキングスマンズ・アドボケート』はオハイオ州のサムエル・エ

フケリーリー (Samuel F. Cary) を大統領の候補者に立て、『ウェルカム・ワークマン』はシルビスを副大統領の候補者に立てた。而して『ピープルズ・ウィークリー』は『全國労働組合』の綱領に賛成し、然も民主党を支持し、ジョージ・エー・ペンドルトン (George A. Pendleton) とシルビスを候補者に挙げ、シルビスは同僚としてチェース (Chase) を挙げた。斯の如く労働階級の態度が一致せざりしを以て『全國労働組合』の會長ワイレイは一八六八年七月二日ニューヨーク市に於て著名なる労働指導者の特別會議を招集した。此會議は一八六七年の綱領の諸項目を含む一束の決議を採擇し、其主旨に賛成する候補者のみに投票すべきことを民衆大會によつて決定せんとした。而して若し其主旨が二大政黨の何れかによつて採用せられざる場合には、獨立に労働候補者を舉ぐべきことを決議した。

一八六八年九月二十一日にニューヨーク市に於て開催せられたる大會には、殆んど總ての主要なる労働指導者が出席し、六十萬の労働者が代表せられて居たと言はれる。而して五の全國組合が八名の代表者を派遣し、五の州内組合が七名の代表者を派遣し、六の諸業労働組合が同數の代表者を、五十二の地方組合が五十三

名の代表者を派遣した。大會構成に於ける重大なる變化は農民の代表者が姿を現はさなかつたことである。彼等は貨幣法の通過によつて出席の必要を認めざるに至つたのである。又大會には八時間労働聯盟の代表者も居なかつた。彼等は労働改革聯盟及び労働組合 (Labour unions) 労働婦人の團體なる三の新しい形態の團體代表者によつて置換せられたのである。是等の内、前の二團體は何れも純然たる政治上の團體であり、殊に後者は其構成が從來の八時間労働聯盟と少しも相異するところが無かつた。而して兩團體の代表者は夫々三名及び四名であつた。最後に婦人團體の代表者が出席したことは、婦人問題の發生を傳へるものであり、有名な婦人参政運動の指導者であり、『革命』 (Revolution) の主筆であるスーザン・ビー・アンソニー (Susan B. Anthony) 及びエドワード・グロウングの娘メリー・ケロック・バトナム (Mary Kellogg Putnam) 、『メアリー・マクドナルド』 (Mary McDonald) が出席した。此會議の初に方つて『婦人参政協會』 (Woman Suffrage Association) の書記アンソニーの署名せるエリザベス・キャディ・スタントン (Elizabeth Cady Stanton) の信任状は婦人参政協會が規則に規定せられたる労働團體にあらずとの理由に基き激

しき討論を惹起した。投票の結果九十四票對十九票を以て信任狀は承認せらるゝことゝなつたが翌日十八名の代表者は不服を唱へて退席せんことを以て脅かし、結局、スタントンの出席を承認したのは、其特殊の思想を承認するものにあらずして労働状態の改善を目的とする團體の代表たるが爲であると言ふ外交的陳述を以て事なきを得た。

一八六八年の大會は重要なる問題の討論に對して多くの特色を示さなかつた。綠裏紙幣運動は大會第一の要求であり、多くの代表者が熱心に討論した。而してフロンチャールは通貨改革に對する反對を頑固に繼續したる唯一の人士であつて、彼は鞏固なる労働組合の組織を八時間労働法の制定に賛成した。彼が不換公債及び紙幣制度に反對せる論據は、それが公債所有者に其欲する儘に通貨の一定額を得る權力を與ふると言ふにあつた。之に對して多數の指導者——カメロン、ツレベリック、ワッレー、アンソニー、シルビス等——が該計畫を擁護する爲に努力した。シルビスはフロンチャールに答へて、綠裏紙幣制度は銀行家を盡く殺すものである、此新制度に於ては、吾等は合衆國政府より金を借り銀行家より借るものにあ

らず、然も吾等は之を一パーセント又は一パーセント半の利子を以て得るのである」と主張した。

次に綱領のストライキに反對する項目が長さ討論を惹起した。ニューヨークの一代表者は同市に於ける煉瓦工の騷擾事件に悪影響を及ぼすが故に削除すべしと主張し多數の賛成を得た。是以外に綱領又は規約に關する改正は何等施行されなかつた。大會に於ける唯一の新しき要求はシルビスの提案に基づく労働省の設立であつた。決議の示す所によれば、右の省は聯邦議會の法律に據り公領地、一般制度の下に於ける労働組合、協同組合其他生産的産業の保護並に労働者の向上を目的とする男女労働者の總ての團體に對する登録及び取締を掌るのであつた。又其附帶決議は法律を以て來るべき國勢調査に於て聯邦議會をして完全なる産業統計を作るべきことを求めた。政治運動に關する總ての重要な問題としては、労働政黨を即時組織する必要を繰返したことを擧げることが出来る。併し乍らそれには、但し來るべき大統領選舉に於て各州に於て大統領選舉者を指名する意圖であると思考せられざることと慎重に附言して居る。

一八六八年のニューヨークの大會は次年の會長にシルビスを選擧したる後閉會せられたが、之より『全國労働組合』は最も收穫多き年を迎へたのである。シルビスは會務の處理に系統的方法を用ひ不撓の努力を拂ひ労働運動に興味を有するものと通信を盛に交換し、數種の布告をなし、第二回の布告には、合衆國內に大凡三千の諸業労働組合がある。……吾等は公正なる貨幣制度が樹立せられたる時、最早労働組合の必要が存しないことを示さなくてはならぬと言ふ特色ある一章を有した。彼は大會後間も無く聯邦議會の會期中ワシントン市に住居する五名の委員を任命した。此委員は吾等の組合の利益を看守し、上下兩院議員の前に吾等の計畫と目的とを提出し、事業を援助するあらゆる機會を利用することを任務としたのである。之は労働團體によつてワシントンに作られたる最初の永續的議會運動委員であつた。オハイオ州の第二區から再選せられたる下院議員サムエル・エフ・ケリーは一八六九年一月五日不換公債及び法貨たる紙幣法の原則を含む法案を提出し、マサチューセッツ州のベンジャミン・エフ・バトラー (Benjamin F. Butler) が之に賛成した。『全國労働組合の會計には基金の缺乏せるにも拘らずシ

ルビスはリチャード・ツレベリックを同道して南部の宣傳旅行に上り、集會に於て講演し、官公人の通信の交換をなし、會見商議を試み、又數年前より共有者となりたる『ウワーカーズ・アドボケート』に論説を寄せる等あらゆる努力を傾注した。(Commons, History of Labour, pp. 125-131; Carlton, Organized Labour, pp. 177-178; Beard, p. 76.)

シルビスは其活動の舞臺をアメリカ合衆國のみに局限せられなかつた。彼は其炯眼をヨーロッパ大陸にも放ち、『全國労働組合』と同様の『國際労働者協會』と提携しやうと實際に於て努力を盡したのであつた。此『國際協會』はカール・マルクス及びブリテンの労働組合運動者によりて一八六四年設立せられたる以後三、四年間は、經濟上の團體であり、ストライキに方つて諸國に存する労働組合をストライキやぶりを外國より輸入することを防止するか又はストライキ基金を蒐集することを以て援助することを主要の職能とした。之はアメリカ合衆國に對するヨーロッパの移出民を取締るものとして此團體の價值あることを示し、『全國労働組合』と『國際労働者協會』は永續せる相互關係を結ぶ爲に數次の企圖が行はれるこ

ことなつた。併し乍らシルビスが會長となる以前に於て成就したことは多くなかつた。ボルネイモア大会に於てはジネバの『國際協會』の大会に代表者を派遣するには時期が遅れたから、シカゴの次回の大会に代表者を派遣せられるやう『國際協會』を招待する決議が採擇せられた。シカゴの大会に於ては移民問題が討議せられ、ツレベリックが代表者に挙げられたが、出席する時間の餘裕が無かつた。一八六八年にはロンドンの『國際協會』の書記長エッカリウス(Eccarius)はブラッセルの大会に代表者を派遣するやう『全國労働組合』を招待した。併し今度は資金不足の爲に決行出来なかつた。一八六九年に於ては『國際協會』の總會は『全國労働組合』にイングランドとアメリカ合衆國との間に切迫せる戦争に關する覺書を示した。それは平和の爲に兩國の労働者が論議を起すべきことを勸告したものであつた。シルビスは之に答へて「吾等の大目的は共通のものである。それは貧乏と富裕との間の戦争である。……此貨幣の權力は民衆の生活必需品を急速に蠶食しつつある。吾等は之が爲に戦争を開始した。出来るならば、選舉手段によつて勝利を占めるであらう。出来なければ、もつと嚴格な手段に訴へよう。(以下省略)」と述べてゐる。

シルビスは翌年七月二十七日突然長逝した。若し此恨事がなかつたなら『全國労働聯合』と『國際協會』との提携は忽ち成立したに違ひ無い。それはシルビスの通信によつて十分推察することが出来る。一八六九年の大会に於てエッカリウスの通信が再び披讀せられた。それは代表者の派遣を求むる招待と移民に關する國際局の設立を提案したものであつて、今度はエー・シー・カメロンがパーセルの大会に代表者として派遣せられた。彼は『ウワーキングマンズ・アドボケート』の主筆で、熱心な綠裏紙幣論者であり、派遣費用はホレース・エッチ・デイ(Horace H. Day)によつて支出せられた。併しカメロンの派遣からは何等具體的結果は生じなかつた。只一八七〇年のシンシナティに於ける次回の大会に於て『國際協會』に加盟することに賛成する決議が行はれたのみであつた。(Commons, History of Labour, pp. 125-132; Commons, Documentary History, IX, pp. 333-350; Ely, pp. 225-227; Carlton, History and Problems, pp. 61-62)

尙ほ『全國労働聯合』に就ては一八六九年以降に於ける大會と其活動、一八七三年

以降に於ける其崩壊に就て論述しなくてはならぬのであるが、姑く之を他日に期して擱筆することとせやう。(完)

(昭和四年六月十二日稿)

## 指數の性質に關する Flaskämper の所説

寺尾 琢磨

統計的指數の利用は近來極めて進歩し來り、統計の殆ど凡ゆる方面に於て使用されてゐるが、この理論的研究に關しては猶ほ可成り不備な點が残つて居るやうに思はれる。我國に於ては最近那菊之助氏の物價指數論(同文館發行)がこの缺陷を充たすに甚だ大なる貢獻をなして居るが、今こゝに私の紹介する Flaskämper の新著 Theorie der Indezahlen—Beitrag zur Logik des statistischen Vergleichs, 1928. はその副題の示すが如く、指數をば單に純理論の見地から統計的比較の論理として論述してゐる點に於て甚だ興味を喚ぶものがある。私はしばらく以前、Gottfried Haberler の著 Der Sinn der Indezahlen, 1926. を讀み、從來の指數論に關する著書と甚だ構造を異にした内容(純數學的部分と純經濟學的部分より成る)に興味を感じたが、併しその場合にも指數の論理に關する説明の充分ならざるを覺えた。幸ひにして Flaskämper の新著は右の點を詳論して、この方面に新たな境地を開拓したのである。該書は約二百頁より成り、全部を指數の論理に關する研究に獻げてゐる。以下に於ては單に氏の所説の殆ど立發點に過ぎぬ部分、即ち指數の適用範圍、決定分子、及び特質に關する所説だけを紹介した。前後を省略した爲さ、時日の少かつた爲さで、甚だ不充的なものとなつて仕舞つたが、他日稿を改めて氏の所説の全部を窺ひ、多少の批判を下して見たいと思つてゐる。猶ほ本書に散見する術語の中には私が未だ接したことのないものが大分あつた。それらの譯語は意味の上から私が任意に附したたのであることをお斷りして置かねばならぬ。